

湖南省地域防災計画

付編： 湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画

（令和 6 年度修正版）

湖南省防災会議

第1章 総則

はじめに

「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、南海トラフおよびその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震を「南海トラフ地震」という。

この地域においては、これまで100年～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせている。

また、この南海トラフ沿いで想定される最大規模の地震については「南海トラフ巨大地震」といわれており、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済の損失の増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが予想され、湖南市としても、南海トラフ地震発生時における被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、地震防災対策の推進を図らなければならない。

第1節 計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号、最終改正平成25年法律第87号、以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定により、湖南市が南海トラフ地震防災対策推進地域※に指定されたことを受け、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、住民の生命、身体および財産を保護するため、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、防災訓練、関係機関・関係者との連携協力確保、南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策および地震防災上必要な教育および広報に関する事項を定め、防災関係機関が一体となって南海トラフ地震における防災対策の推進を図ることを目的とする。

※「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要とされる地域で、内閣総理大臣が指定するものであり、平成26年内閣府告示第21号により、滋賀県の全19市町が、同推進地域の指定を受けた。

（全国では、1都2府26県707市町村が該当）

第2節 計画の基本方針

南海トラフ巨大地震は、わが国で発生する最大級の地震となることが予測されており、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらから、その被害は広域かつ甚大となること、想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられることがその特徴として挙げられる。

このため、これら南海トラフ巨大地震の特徴を踏まえつつ、これまで以上に国、県、市、住民、関係団体および事業者等の多様な主体との強い連携を図りながら、計画的かつ速やかに地震防災対策を推進する必要がある。

このことを踏まえ、本計画は、南海トラフ巨大地震に関して、特に重要な対策等について、その方向性を定めることとする。なお、これら施策については、湖南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）において既に計画されているものであることから、それらについては参照先を明示するものとする。また、本計画の内容については、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに見直しや修正を行い、実効性のあるものとするよう努めることとする。

第3節 南海トラフ地震被害想定

政府の地震調査推進研究本部地震調査委員会における長期評価において、南海トラフの地域におけるM8～M9クラスの地震の30年以内の発生確率は、80%程度（令和7年(2025年)1月1日現在）とされており、本市に最も被害をもたらすとされる陸側ケースを元に算定された被害想定は次の通りである。

最大震度：震源地でM9.1、本市区域内の最大震度：震度6強

全壊棟数：254棟

半壊棟数：2,151棟

死者（冬深夜）：10名

負傷者（冬深夜）：291名

避難者数（1週間後）1,970名（全避難者数※：3,940名）

停電（直後）：32,878軒（92%）

断水人口（1日後）：39,789人（73%）

※ 全避難者数：知人・親戚もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む数字
細部については、地域防災計画震災対策編第1編第2章第8節「地震被害想定」による。

第2章 南海トラフ地震に係わる地震防災対策の推進

第1節 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成期間

第1 整備方針

南海トラフ地震発生時における被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、市は、南海トラフ特措法第5条第1項第1号および同法施行令第1条の規定による地震防災上緊急に整備する施設等については、次に掲げる施設等とし、その整備に当たっては、湖南市総合計画、湖南市国土強靱化地域計画ならびに、地域防災計画震災対策編に該当するそれぞれの方針等に基づき、計画的に整備するものとする。

なお、消防に係わる施設等の整備については、甲賀広域行政組合消防本部と

連携を図り、同警防活動規程、同地震警備計画および同消防力整備基本計画との整合性に留意しつつ整備するものとする。

- 1 避難（場）所、避難路その他の避難経路
- 2 避難誘導および救助活動のための拠点施設
- 3 消防用施設等
 - (1) 消防署
 - ① 湖南中央消防署（中央一丁目 1 番地）
 - ② 湖南中央消防署湖南石部分署（石部中央四丁目 1 番 6 号）
 - (2) 消防団による避難誘導のための拠点施設
 - (3) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 老朽住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場、空き地または建築物
- 4 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 5 共同溝等、電線、水管等の公益物件を地下に収用するための施設
- 6 砂防施設、森林保安施設
- 7 急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するために必要な道路または人家の地震防災上必要なもの
- 8 次に掲げる施設等で、現行の耐震基準に適合しない等、地震防災上改築または補強を要するもの
 - (1) 公的医療機関
 - (2) 国および地方協力団体の救急医療に関する施策に協力して、休日診療もしくは夜間診療を行っている病院または救急医療に係わる高度の医療を提供している病院
 - (3) 社会福祉施設
 - (4) 公立の子ども園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校
 - (5) 上記の他、不特定多数のものが利用する公的建造物
- 9 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するために必要な道路または人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
- 10 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 11 迅速かつ的確な被害状況の把握および住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線等の施設および設備
- 12 被災者の生活に不可欠なものを確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電のための設備等
- 13 応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の倉庫
- 14 負傷者を一時的に収容しおよび保護するための救護設備、応急的な措置に必要な設備または資機材

第2 具体的な目標およびその達成期間

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に係わる具

体的な目標および達成期間は、今後、令和7年までを目処に、人的被害の軽減に関し概ね8割減少させること、物的被害の軽減に関し想定される建築物の全壊棟数を概ね5割減少させることを減災目標とし計画的に整備する。減災目標を達成するための様々な施策についての具体的目標については、中央防災会議「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月31日）および「湖南省国土強靱化地域計画」を摘要するとともに、これら施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- 1 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮する。
- 2 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- 3 災害時要配慮者を考慮したものとし、避難所等については、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

第2節 関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項

本市における地震防災の推進と、南海トラフ地震発生時における被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、本市と防災関係機関・関係者との連携を図るとともに、必要に応じて、湖南省防災会議を開催し、関係機関・関係者との連携協力の確保および強化を図る。

細部については、地域防災計画震災対策編第2編第2章第13節「防災協力体制の確立」の他、関係各項目による。

第3節 南海トラフ地震に係わる防災訓練に関する事項

本市における地震防災の推進と、南海トラフ地震発生時における被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の緊密な連携を強化するとともに、各機関および住民との協力体制の確立を図り、応急対策にあたる体制を整備強化するため、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。この際、南海トラフ地震の特性である、長期地震動対策、時間差発生による災害の拡大防止および帰宅困難者対策の検討について留意する。

細部の実施要領等については、地域防災計画震災対策編第1編第1章第2節第4第1項「防災教育および訓練の実施」、同第2編第2章第12節「防災訓練・研修」によるほか、関係各項目による。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

第1 方針

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など2つ以上の地震が突発的に同時発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例（以下「後発地震」という。）が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、南海トラフ地震が突発的に発生する場合のみならず、数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

また、令和元年5月に中央防災会議「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報」などが発表されることから、必要な防災対応を実施して、災害の拡大防止を図る。

なお、後発地震発生の可能性は、最初の地震発生直後程高く、時間の経過とともにその可能性が低下していくことが知られており、この知見に基づき平常時より相対的に高まったと評価できるものの、発生時期等を明確にまたは精度高く予測することは困難である。

また、「半割れケース」等において、最も警戒した防災行動を実施する期間として通常1週間程度とされているが、地震活動等の観測または予測に基づくものではなく、大規模地震発生の可能性と住民避難の継続期間に対する社会的な受忍限度をもとに、あらかじめ定めたものであるので、地震が発生せずに1週間が経過した場合でも、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分留意する必要がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応

1 気象庁から発表される、南海トラフ地震臨時情報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

① 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」

南海トラフ沿いの想定震源地内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」

南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価した場合や通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

④ 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

① 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移などを発表する場合

② 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合

2 「南海トラフ地震臨時情報」発表後の市の体制

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

危機管理局員により、情報収集等を実施する。

勤務時間外の場合は、危機管理局長の指示により、あらかじめ指定された危機管理局員は登庁し、情報収集等を実施する。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

① 警戒体制による情報収集

市は、警戒体制により情報収集を行う。必要に応じて災害警戒本部員会議を開催する。

② 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

③ 市のとるべき措置

- ア 備蓄の点検（市の現物備蓄）
- イ 飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ウ 職員参集・応急実施体制の確認
- エ 市民への広報

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

① 災害警戒本部の設置

市は、直ちに災害警戒本部を設置し、災害警戒本部員会議を開催する。

② 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

③ 市のとるべき措置

- ア 備蓄の点検（市の現物備蓄）
- イ 飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ウ 職員参集・応急実施体制の確認
- エ ライフライン事業者、通信事業者、鉄道・バス事業者等との連絡体制の確認
- オ 市民および事業所への広報

(4) 災害警戒本部の廃止基準

- ① 災害警戒本部員会議を開催し、被害および応急対策の状況を把握したうえで、本部長が廃止の判断をしたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。
- ③ 国からの特別な警戒の呼びかけが終了したとき。

(5) 災害警戒本部の組織および運営

災害警戒本部の組織および運営の細部については、地域防災計画震災対

策編第3編「災害応急対策計画」による。

第3 「南海トラフ地震臨時情報」発表後の防災対応

(1) 住民への防災対応の呼びかけ等(日頃からの地震への備えの再確認)

市は、住民があわてて地震対策をとることがないように、防災無線、市のホームページおよび湖南市メール配信サービスなどにより、「日頃からの地震への備え」について周知し、南海トラフ地震臨時情報発令時に、「日頃からの地震への備え」の最確認をするとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、「できるだけ安全な防災行動」をとることを呼びかける。

① 「日頃からの地震への備え」の呼びかけ例

- ア 家具等の固定
- イ 避難場所・避難経路
- ウ 家族などとの安否確認手段
- エ 家庭における備蓄、非常持ち出し袋の確認 ほか

② 「できるだけ安全な防災行動」の呼びかけ例

- ア 高いところに物を置かない。
- イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ウ すぐ避難できる準備(非常持ち出し品等)
- エ 危険な場所にできるだけ近づかない。ほか

(2) 施設・設備などの点検

南海トラフ地震臨時情報発表時には、情報収集・連絡体制の確認および市が管理する施設・設備などの点検を実施するとともに、住民、企業等への、住宅、施設・設備の点検を呼びかける。

(3) 危険地域からの避難

土砂災害(特別)警戒区域等、土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を検討する。

数日間避難した後、後発地震の発生がない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

(4) 応急危険度判定の迅速化

市は、後発地震や余震等による二次災害を未然防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定結果が危険か要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知するものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

(5) 広域応援の検討

後発する地震により被害を受ける可能性のある他の地域に対し、市内の災害発生状況等を確認した上で、緊急活動要員や物資の支援を検討する。

第5節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項

本市における地震防災の推進と、南海トラフ地震発生時における被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、防災関係業務に従事する職員と、防災関係機関および自主防災組織ならびに住民に対し、防災訓練、各種研修、講演会等の場を通じ、南海トラフ地震に関する教育・研修を実施するとともに、適切な広報活動を実施する。この際、南海トラフ地震の特性である、長期地震動対策、時間差発生による災害の拡大防止および帰宅困難者対策の普及について留意する。

細部の実施要領については、地域防災計画震災対策編第1編第1章第2節第4第1項「防災教育および訓練の実施」、同第2項「防災広報の徹底」、同第2章第12節「防災訓練・研修の実施」、同第3章第22節「防災に関する知識の普及計画」によるほか、関係各項目による。

第3章 南海トラフ地震災害応急対策および災害復旧・復興

第1節 南海トラフ地震災害応急対策

本市において、震度6弱以上の地震が発生した場合、または南海トラフ地震の発生が発表された場合は、災害警戒（対策）本部を設置し、防災関係機関と連携しつつ地震災害発生に伴う応急対策を実施する。

細部については、地域防災計画震災対策編第3編「災害応急対策計画」による。

第2節 南海トラフ地震災害復旧・復興

被災地域の復旧・復興と被災者のくらしを取り戻すため、災害に強いまちづくりと長期的な展望の上に立った復興の為の基本方針を確率するとともに、政府の復興基本方針および県の復興方針に則した復興計画を作成し、被害の復旧・復興を推進する。

細部については、地域防災計画震災対策編第4編「災害復旧・復興計画」による。